

○三豊市奨学金貸付条例施行規則

平成18年1月1日

教育委員会規則第25号

改正 平成18年3月31日教委規則第58号

平成19年3月30日教委規則第6号

平成19年7月26日教委規則第10号

平成22年2月24日教委規則第1号

平成27年3月27日教委規則第3号

平成28年12月26日教委規則第12号

平成29年11月21日教委規則第6号

平成30年2月27日教委規則第1号

令和3年3月23日教委規則第10号

令和4年3月29日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、三豊市奨学金貸付条例(平成18年三豊市条例第209号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者の要件)

第2条 条例第3条第3号に規定する経済的な理由により修学が困難であることの要件を備える者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (2) 奨学金の貸付けを受けようとする年度の市民税を非課税とされ、又は当該年度の市民税を減免された者で構成された世帯に属している者
- (3) 貸付けの申請をしようとする日の前1年間の奨学生が属する世帯の家計支持者(父母又は父母がいない場合は、これに代わって家計を支える者)の収入の合計が生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の2倍以下であって、同法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認めた者
- (4) その他教育委員会が特別の事由があると認めた者

(貸付けの申請)

第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、次の書類を2月末日までに教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度途中において貸付けの申請を受けようとする場合は、この限りでない。

- (1) 奨学金貸付申請書(様式第1号)
- (2) 奨学生推薦調書(様式第2号)
- (3) 所得・課税証明書及び納税証明書(世帯全員のもの)
- (4) 住民票の写し(世帯全員のもの)
- (5) 入学許可書の写し又は在学証明書(発行され次第)

(選考会議)

第4条 教育委員会は、毎年3月又は必要に応じ、選考委員による奨学生選考会議を開き、奨学生を決定する。

2 選考委員は、教育長及び教育委員をもって充てる。

(選考基準)

第5条 奨学生の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 学業 学校の学業成績に向上の可能性があると認められる者
- (2) 人物 奨学生としてふさわしく、将来、良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- (3) 家計 真に修学資金の支弁が困難と認められる者。ただし、市税を完納している世帯の者に限る。

(選考の方法)

第6条 選考委員は、前条の選考基準に基づき総合判断し、予算の範囲内で奨学生を決定する。

(決定通知及び手続)

第7条 教育委員会は、奨学金貸付決定通知書(様式第3号)を、親権者を経て本人に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、入学後、在学生については通知を受けた日から2週間以内に誓約書(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 貸付決定の通知を受けた者が、進学しないとき、又は辞退するときは、速やかにその旨を文書で教育委員会に報告しなければならない。

(貸付けの期間及び時期)

第8条 奨学金の貸付けは、奨学生は条例第2条に掲げる学校に入学した月、在学生については貸付けが決定した月から卒業の月まで、条例に定める額を四半期ごとに貸し付けるものとする。ただし、奨学生が貸付けの期間について変更の届出を提出した場合は、変更後の月までとする。

(奨学金の返還手続)

第9条 条例第8条に基づく返還は、最終の奨学金を受領した後1か月以内に、貸付けが停止された者はその通知を受けた日から2週間以内に、既に貸付けを受けた奨学金の返還計画を明記した奨学金返還誓約書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 貸付けを受けた奨学金の返還は、正規の修学期間が満ちた日の翌年4月から10年以内に月賦、半年賦又は年賦払いにより返還するものとする。ただし、奨学生が進学した場合の奨学金の返還は、進学した学校の正規の修学期間が満ちた日の翌年4月から10年以内とすることができる。

3 奨学金の貸付けが停止された奨学生は、その月の1か月後から前項の返還期間に準じて返還しなければならない。

4 返還金は、指定金融機関を通じて会計管理者に払い込むものとする。

(連帯保証人)

第10条 第7条第2項及び前条第1項の誓約書には、本人及び連帯保証人2人が連署しなければならない。

2 連帯保証人のうち1人は親権者、1人は市の区域内において親権者とは別の独立した生計を営む成人とする。

(報告の義務)

第11条 奨学生は、毎年4月末までにその年度の在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学生は、教育委員会から請求があった場合、その年度の成績を報告しなければならない。

3 次に掲げる事項に該当する場合は、本人又は親権者は直ちに異動届出書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 奨学生が死亡したとき。

(2) 休学、停学、転学、留年、退学又は復学したとき。

(3) 本人、親権者又は連帯保証人の身上、住所及び経済状況等に重要な異動があったとき。

(4) 貸付けの期間について変更するとき。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第58号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の三豊市奨学金貸付条例施行規則の規定により貸付を決定された奨学金については、なお従前の例による。

附 則(平成22年教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に奨学金の貸付けを受けている者の奨学金の返還手続については、改正後の第9条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年教委規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は平成29年2月1日から、様式第1号の改正規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年度における第3条本文の規定による申請については、なお従前の例による。

附 則(平成29年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第6号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和4年教委規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

奨学金貸付申請書

フリガナ 氏 名				本人住所			
		氏	名				
生 年 月 日		年 月 日生		電話番号() —			
年 齢		歳		親権者住所及び氏名			
卒 業 校 名		立 学校 年 月卒業見込み 年 月卒業					
進学希望校 又 は 在 学 校 名		立 高等学校		科 全日制・定時制		年 月入学(予定)	
		立 大学		学部 科 昼間部・夜間部		年 月入学(予定)	
家 族 の 状 況	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	生年月日	年齢	所得の種類	収入金額
				・ ・			千円
				・ ・			千円
				・ ・			千円
				・ ・			千円
				・ ・			千円
	就 学 者	続柄	氏 名	生年月日	年齢	在学学校名・学年	通学状況
				・ ・			自宅・自宅外
				・ ・			自宅・自宅外
				・ ・			自宅・自宅外
申 請 理 由		(奨学金の貸与を希望するに至った理由)					
貸 付 け 希 望 額		月 額 円		貸付 期間	年 月～ 年 月(年間)		

三豊市奨学金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、認否に伴う確認のため、世帯全員の公簿の閲覧を承諾します。

年 月 日

本 人 氏 名

(署名又は記名押印)

親権者氏名

(署名又は記名押印)

三豊市教育委員会 様

様式第 2 号(第 3 条関係)

奨学生推薦調書

本人	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日生
	現住所			
在学学校名				
入学年月日		年 月入学	卒業年月日	年 月卒業・卒業見込み
行動及び性格の評価				
項目	評価	項目	評価	
勤勉性		自主性		
責任感		向上心		
創造性		公正		
公共心		情緒の安定		
所 見				

上記のとおり相違ないので、推薦します。

年 月 日

学校長



三豊市教育委員会 様

様式第3号(第7条関係)

奨学金貸付決定通知書

年 月 日

様

三豊市教育委員会 印

あなたを、 年度三豊市奨学生に決定しましたので、三豊市奨学金貸付条例施行規則第7条の規定により、通知します。

記

貸付金 月額 円

貸付期間 年 月～ 年 月(年間)

様式第4号(第7条関係)

誓約書

私は、三豊市奨学生として奨学金の貸付けを受けるに当たり、三豊市奨学金貸付条例及び三豊市奨学金貸付条例施行規則を遵守し、学業に専心努力することを連帯保証人連署してここに誓約いたします。

年 月 日

住 所
奨 学 生
氏 名

住 所
連帯保証人
氏 名

住 所
連帯保証人
氏 名

三豊市教育委員会 様

様式第5号(第9条関係)

(表)
奨学金返還誓約書

	千	百	十	万	千	百	十	円
借 受 け 金 額								

私は、三豊市奨学生として、上記金額を借受けしました。
つきましては、三豊市奨学金貸付条例及び三豊市奨学金貸付条例施行規則の規定により、
裏面返還明細書のとおり返還することを誓約します。

年 月 日

住 所
奨 学 生
氏 名

住 所
連帯保証人
氏 名

住 所
連帯保証人
氏 名

三豊市教育委員会 様

(裏)
返還明細書

本人	住所	〒		
	氏名		生年月日	年 月 日生
卒業学校名				
貸付期間		年 月 ～ 年 月 (年 月)		
返還総額		円		
返還方法		1 月賦 2 半年賦 3 年賦		
返還期間		年 月 ～ 年 月 (年 月)		
返還期日		1 毎月 日 2 毎年 月 日、 月 日		
連絡先	住所	〒		
	名称		電話番号	() —
返 還 表		別紙		
摘 要				

様式第6号(第11条関係)

異動届出書

三豊市教育委員会 様

奨 学 生 住 所
氏 名

連帯保証人 住 所
氏 名

連帯保証人 住 所
氏 名

(連帯保証人は変更があった場合のみ署名)

次のとおり異動がありましたので、三豊市奨学金貸付条例施行規則第11条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

対 象 者		異 動 事 項				
本 人		☐ 死亡	☐ 休学	☐ 停学	☐ 転学	☐ 留年
		☐ 退学	☐ 復学	☐ 住所	☐ 期間の変更	
		☐ その他 ()				
親 権 者		☐ 住所	☐ 氏名	☐ その他 ()		
連 帯 保 証 人		☐ 住所	☐ 氏名	☐ その他 ()		
異 動 発 生 日		年 月 日				
異 動 内 容	旧					
	新					
異 動 理 由						

※該当する事項の□にレ印を付けてください。
※異動の証明となる書類を添付してください。

様式第1号(第3条関係)
様式第2号(第3条関係)
様式第3号(第7条関係)
様式第4号(第7条関係)
様式第5号(第9条関係)
様式第6号(第11条関係)